
平成29年 第2回 芦屋町議会定例会会議録 (第3日)

平成29年6月9日 (金曜日)

議事日程(3)

平成29年6月9日 午前10時00分開会

日程第1 一般質問

【出席議員】 (12名)

1番 内海 猛年	2番 松岡 泉	3番 今田 勝正	4番 刀根 正幸
5番 妹川 征男	6番 貝掛 俊之	7番 田島 憲道	8番 辻本 一夫
9番 川上 誠一	10番 松上 宏幸	11番 横尾 武志	12番 小田 武人

【欠席議員】 (なし)

【欠員】 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 池上 亮吉	書記 中野 功明	書記 中山 理恵
----------	----------	----------

説明のために出席した者の職氏名

町長	波多野茂丸	副町長	鶴原洋一	教育長	三柵賢二
モーターボート競走事業管理者	大長光信行	会計管理者	村尾正一	総務課長	松尾徳昭
企画政策課長	中西新吾	財政課長	柴田敬三	都市整備課長	松浦敏幸
税務課長	縄田孝志	環境住宅課長	井上康治	住民課長	岡本正美
福祉課長	吉永博幸	健康・こども課長	濱村昭敏	地域づくり課長	入江真二
学校教育課長	新開晴浩	生涯学習課長	本石美香	競艇事業局次長	藤崎隆好
企画課長	浮田光二	事業課長	木本拓也		

【傍聴者数】 19名

午前 10 時 00 分開会

○議長 小田 武人君

おはようございます。

ただいま出席議員は 12 名で会議は成立いたします。よって、直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1. 一般質問

○議長 小田 武人君

本日は、昨日に引き続き、一般質問を行います。

あらかじめ提出されております通告書の順により質問を許します。

まず 3 番、今田議員の一般質問を許します。今田議員。

○議員 3 番 今田 勝正君

おはようございます。3 番、今田です。一般質問を行います。

件名 1、前教育長の教科書採択に係る法令違反の事件についてお尋ねします。芦屋町前教育長は、次男が教科書出版会社に勤務しているにもかかわらず、地方教育行政法の規定に反して、教科書採択に関与したとして、5 月 10 日から 12 日にかけて、NHK を初め、ほかテレビ局、多くの新聞社などマスコミによって全国的に報道されました。

また、この芦屋町の不祥事が発端で、文科省は採択に疑念を生じないようにと、5 月 9 日付で全国の教育委員会に法令を遵守するよう通知を出しました。このことは町や町民にとって不名誉なことで、町民の町教育行政への信頼を失墜させました。教科書の採択はもちろん、近隣自治体の信頼をも損なった、実に恥ずべき行為で、町のイメージダウンにつながるゆゆしき問題であります。

そこで以下にお尋ね申し上げます。

まず、前教育長は、全国町村教育長会会長や中央教育審議会の分科会委員を歴任し、15 年半も町の教育行政のトップにいました。そんな人が「法規定を知らなかった。迷惑をかけて申しわけない。」と釈明していますが、多くの町民が疑問や疑惑を感じています。任命権者である町長は、町民に対する説明責任をすべきと思うが、町長にお尋ねします。

○議長 小田 武人君

執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 波多野茂丸君

今田議員の御質問に対してお答えをしたいと思います。もう今田議員も、もう御承知かと思いますが、教育行政とは中立的・専門的な必要性から町長がその運営にかかわることができない仕組みとなっております。したがって、私から説明責任について答弁をするというよりも、今

回の件は、今田議員も言われましたとおり、前教育長の任命責任者として町民の皆さんに多大な不信感を与えてしまい、大変申しわけなく、おわびするものでございます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

教育長。

○教育長 三桝 賢二君

まずこの件に関しまして、議会の皆様と町民の皆様の町教育行政に対する信頼を失墜させたことに関しまして、芦屋町教育委員会を代表しておわび申し上げます。大変申しわけございませんでした。

この件の町民の皆様に対して、果たすべき説明責任についてですが、教育委員会の定例会において、教育委員の方々と協議検討した結果、広報あしやに報告記事を掲載し、町民の皆様にご説明、お知らせすることに決定しました。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

今田議員。

○議員 3番 今田 勝正君

町長並びに教育長の謝罪の言葉、ありがとうございます。

続きまして、前教育長は在任中に文科省に一番近い位置にいました。また、芦屋町教育長になる前は、北九州教育事務所の所長として在籍し、長男も現在、同事務所に在籍中と聞きますが、間違いはないですか。町長、教育長、担当課長にお尋ねします。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

前教育長の経歴についてですが、議員御指摘のように、芦屋町教育長就任前は北九州教育事務所所長を2年間務めていたものと認識しております。

以上です。

○議長 小田 武人君

今田議員。

○議員 3番 今田 勝正君

現在、教科書選定後の教科書は各地区の教育事務所で一般にも閲覧されるなど、前教育長の周辺には業者側の長男の方や教育行政にかかわる親族がいる中で、一昨年1月に文科省の調査結果では、選定中の閲覧は禁止されているにもかかわらず、教員などに閲覧させたとして教科書出版

会社12社が公表され、教員など5,000人が関係し、そのうち4,000人が現金等を受け取ったことが報道されています。また、この事件発覚後、今回の事件が発覚する前です。1年前の平成28年3月31日付で文科省からの「教科書採択における公正確保の徹底等について」と題して、法令遵守の通知が県教育委員会を通じて町の教育委員会に来ているにもかかわらず、法を知らなかったとは許されません。

そこで教育長にお尋ねします。この書類ありますか。あの、全協の。これは平成29年5月15日の議会全員協議会の資料ですね。これで、芦屋町教育委員会における教科書採択問題に関しての中で、平成29年4月18日の教育長の「地方教育行政法第14条第6項のことは知らなかった。」と述べていますが、この件はどこでおわかりになったんですかね。

○議長 小田 武人君

教育長。

○教育長 三樹 賢二君

私が示しました資料では、平成29年4月18日、私が前学校教育課長に事情聴取をしたという事で。私のほうが教育長室において、前学校教育課長に事情聴取した結果、「地教行法第14条第6項のことは知らなかった。」という答えを私が受け取った次第です。

以上です。

○議長 小田 武人君

今田議員。

○議員 3番 今田 勝正君

では、4月18日でもいいんですかね。

○議長 小田 武人君

教育長。

○教育長 三樹 賢二君

資料で平成29年4月18日と書いておりますので、間違いなく4月18日です。

以上です。

○議長 小田 武人君

今田議員。

○議員 3番 今田 勝正君

次に、前教育長は、この事件が報道される直前、平成29年3月31日付で辞任されていますが、任期はいつまでだったんですか。任期途中であれば、その理由は何ですか。お尋ねします。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

前教育長の任期につきましては、平成29年9月19日までです。退任の理由につきましては、一身上の都合という形の中で出されております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

今田議員。

○議員 3番 今田 勝正君

自分はですね、教科書の調査が入る前に、情報が事前に入ってきたのではないかと疑念を持たれても仕方がないと思うんですよね。そこで、県教育委員会の調査報告をもって幕引きされるように自分は感じています。これでは納得できず、厳格な処理を求めます。

次、最後ですね。前教育長は、「私のことで迷惑をかけて申しわけない。」と言っていますが、町民に対する謝罪もなく、どのような責任のつもりなのか不明です。前教育長の退職に際し、退職金が支給されています。町長は、退職金の返還または減額を要求するべきではないか、町長にお尋ねします。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

退職金の返還に関しましては、退職に関する条例事項となりますので、総務課長より、まず答えさせていただきたいと思います。

退職手当に関する条例の退職をした者の退職手当の返還の規定では、退職金の返納を求めるものとしては、2通りございます。1つは、在職期間中の行為による刑事事件に関し禁固以上の刑に処せられたとき。2つ目は、在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたときと認めるときと規定されております。

この2つの場合に、既に支給した退職金の手当の全部または一部の返納を命ずる処分を行うことができると規程されております。この2つに照らし合わせますと、前教育長は、1つ目の刑事事件に関し禁固以上の刑に処せられることとはなっておりませんので、返納事由には該当いたしません。

次に、2つ目の在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認めるときが該当するのにかについてでございます。前教育長の法令違反がどの程度の処分に相当するかについては教育委員会で検討されました。

その検討の結果、懲戒免職には相当しないと教育委員会より報告を受けております。

したがって、退職手当の返納事由には該当しないため、返納は要求いたしません。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

今田議員。

○議員 3番 今田 勝正君

法令違反を知らなかったというのが本当の理由ではないか。委員は公平性・透明性の確保を職責から高い倫理感が求められています。教科書採択に対し、信頼性を損なう行為であります。欠格事項の内容は、一般の大人の常識であります。学校は規則・ルールを守ることの大切さ、大事さを教える場です。教育長は教育行政の責任者であるとともに、常に児童・生徒の手本となり、率先垂範して法令を遵守しなければならない立場であります。今回の事件で、児童・生徒・家族を初め、教育現場に起きた影響は計り知れません。芦屋町が発端でNHKなどから全国に報道され、文科省から全国教育委員会に法令を遵守する通知が出されました。芦屋町や芦屋町民にとって不名誉な事件の責任は重大であります。

以上をもって質問を終わります。

○議長 小田 武人君

以上で今田議員の一般質問は終わりました。

.....

○議長 小田 武人君

次に、5番、妹川議員の一般質問を許します。妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

5番、妹川です。通告書に従って一般質問をしていくわけですが、件名のところの1、2、3。この順番をまず2番目の教員の過重労働解消、そして2番目に町職員の時間外労働について、3番目に前教育長の問題について一般質問を行います。そういう変更をしております。担当課の職員には事務局長を通して説明があつておると思いますので、よろしくお願ひします。

では、1番目の教員の過重労働解消についてから、まいりたいと思います。

昨日、教育長が学校教育の抱負と決意をお話されました。その中で業務の見直し、学校行事の見直しまたは廃止、それを含めてですね、お話をお聞きしたわけですが。その際、教職員の過重労働の改善についても、そういう意味合いのものかなと思っております。

今、学校教育というのは、よく言われています。子供を中心に据えて、家庭と地域を合わせた三位一体の体制を構築し、子供の成長とともに教職員や保護者、地域住民等がともに学び合いながら、人間的な成長を遂げていくという姿が理想であると。その肝心なかなめである教職員の勤務状況は、年々、労働時間が増加し、今や先生たちの命や健康を損なうような過重な業務に迫わ

れ、悲鳴を上げている。私は教師を40年間、無事に勤め上げた者として、これは人ごとではないというようなことを感じまして、この一般質問をするわけです。

では、これを読んでいきます。文部科学省の調査で小中学校の教職員は平均で1日11時間以上働き。これは、教職員は、地方公務員もそうですが、1日8時間でいいんですよね、労働基準法。約8時間でいいんですが、11時間、いわゆる3時間以上働き、過労死ラインとされている残業が月80時間を超える例が、中学校で6割近く、小学校でも3割に及ぶことが報告されております。前回の2016年の調査に比べ、教諭や校長ら全職種で勤務時間がふえた。授業時間が増加したほか、中学校では土日の部活の時間が倍増。同省は、学校が教員の長時間勤務に支えられている状況に限界があるとして、中央教育審議会に改善策の検討を諮問しております。

そこでまず、芦屋で教職員の多忙間の実態を把握しているか。2番目に多忙化の原因は何か。これについて2つまとめて御回答お願いいたします。

○議長 小田 武人君

教育長。

○教育長 三柵 賢二君

まず実態調査ですが、まず詳しい実態調査はしていません。しかし、今、妹川議員がおっしゃったように、文部科学省は2016年度の教員勤務実態調査の結果の速報値を公表しました。ちょっと繰り返し言わせていただくと、それによる過労死ラインとされる1週間当たりの学内総勤務時間が60時間を超えていた割合は、先ほど議員がおっしゃったように、小学校教諭で33.5%。それから中学校教諭では、実に57.7%に上っていた。そういった報告がなされております。原因としては、授業時数がふえたこと等々、今、議員がおっしゃったとおりです。

それを受けまして、私のほうで大まかな実態調査を管理職に聞き取りで行いました。それによると、町内の小学校で学内総勤務時間が60時間を越えていた教員はいませんでした。しかし、学内総勤務時間が1週間で55時間から60時間の過労死ラインぎりぎりの教員は、2小学校でほぼ50%。1小学校でほぼ40%という回答を得ています。これは町内の学校では原則、朝7時に解錠して、19時には施錠しますので、基本的には1日12時間を超えることはありません。1週間の、そのために学内総勤務時間が60時間を超えることがないという計算になります。しかし、19時に施錠をしなければ、小学校教員の半数近くの教員が過労死ラインを超えるということになるかと思えます。

なお、中学校の教員は、30%程度が既に過労死ラインを超える勤務時間となっています。

以上です。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

要旨2、多忙化の原因について回答させていただきます。

教員の業務が複雑化・困難化してきたこと、それに伴い、業務量が増大したことが大きな要因であると考えます。具体的には、保護者対応の増加、授業時数の増加、土曜日授業の導入、芦屋町独自の教育活動、重点課題研究の対応、そして中学校におきましては、部活動の対応などがあると考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

この教員の過重労働解消は、やはり教員の現場の実態、そして、こういうさまざまな多種多様な業務が煩雑化してきていると。そういう原因を把握しないと、この解消にはならないと思うんですが。早速、そういう調査をなされてですね、その調査の内容というのは、各学校の校長が職員に対して、どのような形でアンケートをとられたのか。その教員の個人個人から上げられてきたものなのか。そういう記録簿、タイムカード、そういうものを求めて、時間がどれだけあったかということ調査されたんですか。

○議長 小田 武人君

教育長。

○教育長 三柵 賢二君

基本的に、学校の教員はタイムカードを持ちません。それとあわせて、教室から直接に帰ると。勤務時間を過ぎて職員室に顔を出さないで帰る場合とか等々ございますので、これはあくまでも学校長、教頭にですね、大体、教頭が学校の中で一番帰りが遅いですから。職員室にずっといて、ほぼ職員の1日の勤務形態というのは、朝何時に来て、何時に帰るという勤務形態は、ほとんど職員によって、あらかじめ決まっておりますので、教頭を通じて校長に聞き取り調査という形で行った次第です。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

ぜひですね、管理職、芦屋ではないと思いますが、職員が7時、8時ないしは9時くらいまで残っている場合もある場合に、じゃあ管理職は最後まで残っているかと。むしろ管理職の方が早く帰っている実態があるんじゃないかというような学校もあるみたいですね。だから、今は夜の

7時に施錠するというのであれば、全職員がそこで退出するというのを徹底していただきたいと思うんですが。やはり、学校は生徒たちが残っていますから、その退出時間というのは、5時前ですかね。勤務時間はどうなっていますか。

○議長 小田 武人君

教育長。

○教育長 三桝 賢二君

4時45分まで、芦屋町の場合はですね、あっております。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

朝来て、退出する勤務時間は4時45分まで、本来はですね。しかしながら、クラブ活動の効果、そういうものもありますし、ほとんどの職員がクラブ活動の顧問になっておられますが。今現在、部活動は体育系が10、文科系が4。部活動を側面から支えるための外部指導員の確保が必要ですが、今現在、外部指導員は何人いらっしゃいますか。そして手当、そういうのはどうなっているのでしょうか。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

まず、芦屋中学校部活動の外部指導員についてですが、現在5名いらっしゃいます。陸上部で1名、吹奏楽部で2名、柔道部で1名、茶道部で1名、5名となっております。そしてその謝礼についてですが、1年間に30日以上勤務した方につきましては、年額2万円。30日未満の方につきましては、1万円の年額謝礼となっております。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

今、テレビ等でもですね、また新聞記事でも、今はこの文科省が実態調査を発表したことによって、今、再三、新聞、テレビに出ている中で、外部指導者の確保に血眼になっておるわけですが。

あるところではですね、1時間800円の手当を出しておられるようですね。その2万円とか1万円とかいうものが妥当かどうかはちょっとわかりませんが、それくらい外部指導者の方々を確保すると。私も少しスポーツをしておりますので、卓球でもそうですね。芦屋町には卓球はあ

りませんが。柔道の方や、それから水泳の方、テニスの方、さまざまですね、スポーツをやられて、もう60代、70代、そういう慣れた方々をですね、人の手を通してでもですね、こういう確保すれば、喜んで参加される方がいらっしゃると思うんですね。ぜひですね、顧問の数をクラブ数に合わせて、外部指導者を予算化してですね、確保していただきたいなというふうに思います。また、教育長もそういうお気持ちを持っておられるということですので、よろしくお願ひしたいと思います。

今ですね、この文科省が出しています60%、30%の方々が過重労働であるという中においてはですね、宿題や連絡帳などを持ち帰り、その採点と連絡帳の記載、そして家庭でも仕事をするという、そういう時間数が含まれていないんですね。テレビでもありましたが、家に持ち帰って、そして子供たちの採点、そして連絡帳の記入、夜の10時11時まで仕事をして、家庭と仕事、いわゆるワーク・ライフ・バランスが、もう崩れてしまっているというような先生方の声も聞いております。そういう意味で、これは過重労働解消のためには、喫緊の課題であるというふうに考えます。

では、3番目、労働時間の適正化に関する諸法令及び数値はどのような内容か。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

まず、御指摘の適性化に関する諸法令はありません。ただし、国・県からの通知文書があり、その内容ですが、まず教職員の超過縮減に向けた具体策を記載したハンドブック、年次休暇の使用促進等の通知文書、学校現場における業務の適正化に向けての取り組み策を示した通知文書がございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

それに対する労働基準法上は、使用者は勤務時間を適正に把握する責務があるというようなことを書かれていますが、これは間違いありませんか。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

申しわけございません。労働基準法の詳細については、今この場で把握しておりません。申しわけございません。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

ぜひ法令をよく御覧になっていただきたいと思います。

公立学校の教員も含め、地方公務員には労働基準法は適応されているわけですよ。ここの芦屋町の最高責任者である町長は、職員の勤務実態を知る必要があるわけですから、タイムカードもありますし、3年間保存されていると思いますけれどね。これは、教員も地方公務員です。だから、使用者である校長は適正に把握する責任があります。そのことによって、今先ほど、教育長が言われたようにですね、今後とも取り組みを進めていただきたいなと思います。

では、教員にはそれだけ60%、30%近くの方がですね、超勤をやっておられる。過労死ラインとされている残業時間80時間を超えられるような方々がおられるわけですけど、この方々については、残業手当はつくんですか、つかないんですか。この点についてお願いします。

○議長 小田 武人君

教育長。

○教育長 三柵 賢二君

教職員の超勤はつかないというふうに認識しております。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

私も、これは昭和47年にですね、教職給与特別法、給特法という法律ですけど、正式には公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法というのが昭和47年に施行されておりますね。先生も今から何十年になりましょうか。40年近くですから、先生は現職ですね、おられたと思いますけど。そのときにですね、4%給与に上乘せして、4%支給されているわけですね。当時は月8時間の超勤状態であったわけですよ、平均してですね。今現在は、80時間、60時間、80時間ですから、簡単に言えば、8倍から10倍の超勤が行われていると。そうしますと4%、8時間ですね、80時間とすれば10倍かけると。そういうことであれば、もう40%近くの残業手当を支給しなくてはならないというふうに、単純な計算でいけば。

今、役場の職員は25%の増額ですね。そして、夜間であれば50%の超勤がいただけるということになっていますが。このように過重な労働の中で、その職員は、教職員は働いているわけですけども、本来ならば、その労働基準法から排除されているんですね。しかも、その当時、昭和47年当時は、月8時間であったけども、今、半世紀経っても見直しがされてないわけです。

まさに、ブラック企業に劣らない、隠されたブラック学校と、こう言われるように、今、新聞、テレビでも盛んに報道しておりますね。だから、教員の場合は労働基準法の定める週40時間を大幅に超えても残業手当は支給されていないと、こういうことを我々議員も、それから一般社会人の方も地域の方も保護者も知らないだろうと思うんですよ。それで、またこの職員自体もですね、職員自体も、なぜ、残業して手当が出ないんだろうかという、法律的なことを全く学んでいない職員もいるのではなかろうかと思います。そういう中であって、再三、国、県から町の教育委員会に対して、通知、それからさまざまな資料が出されていますけど、この教育委員会として、校長会でそういう話をなさっておると思いますが。

では、学校の管理者である、使用者である管理の校長は、職員会議等でもって自分たちのこの超勤の実態、そしてどうすべきか、業務の内容にしてもですね、どうあるべきかというようなことを職員会議等で論議されたことがあるのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

校長から教頭以下職員における指導についてですが、こちらのほうで確認した結果、職員会議等において、校長、そして教頭のほうから、さまざまな超勤縮減に対する指導のほうを行っているという報告を受けております。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

私も現職の時にですね、校長がですね、職員会議、朝礼の時にですね、「県の教育委員会からこういう数値が来ております。ここに張っておきます。」で、それで終わりなんです。私たちがそれを見に行きますね。そうすると、残業に関してはこうだとかああだとかですね、定時退校とかですね、そういうことを言われるだけで。今、私がこの資料をたくさん開示請求をしまして、課長からたくさんの資料をいただきましたが。このハンドブック、タスクフォース、それからガイドライン、こういうのを見てですね、ああ本当にこういうふうに机上ではですね、立派なことを書かれてあるなというような印象を受けました。今、職員会議等でただ、通知文やこの資料、ガイドライン等をただ渡す、見せるだけではなしで、やはり、これを先生たちにですね、説明をしながら、自分の身分はどうなのかと。これを改善するためにはどうあるべきか、先生たち自身がもう少し声を上げなければ、これは改善できないと思うんですね。そういう意味で、ぜひですね、そういうところを、今おっしゃったように通知しているだけじゃなくて、職員会議等で徹底して

ですね、論議していただきたいなというふうに思います。

今は、多忙化の原因の中にですね、部活動の問題もありましょうけど、脱ゆとり。以前はゆとり教育という学習指導要領があったわけですけど、数年前に脱ゆとり。ゆとり時間をなくしたことによって、授業のコマ数がふえた。影響を受けたと。ということが、文科省の関係職員も談話としてですね、述べているわけですね。だから、そういう脱ゆとり。私が現役のときは、ゆとりの授業がありまして、ゆとりの授業そのものが大変でしたけれども、慣れるとですね、非常に子供たちとかかわることもできた時代がありました。

では、その今、教員の健康を害し、ひいては生き生きとした教育活動を阻害することにつながっていますが、これらを解消するため、文部科学省や県の教育委員会からの行事の見直し、業務の精選、公務の効率化を図るよう通知がなされておりますが、これについて、教育委員会として、校長会、教頭会にですね、どのような形で諮っており、またその結果報告を受けてこられたでしょうか。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

先程の答弁と一部重複いたしますが、まず、毎年、年度当初の校長会で超過勤務縮減や業務改善、効率化に取り組むよう、教育長から直接指導をしております。なお、今年度は平成28年度に出たさまざまな通達等を受けまして、校長会のみならず、教頭会、そして主幹会議においても直接指導するなど、幹部職員の意識を向上させ、各学校現場の取り組みの実効性がより高くなるよう留意しております。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

よく「芦屋の子どもは 芦屋で育てる」と高らかに言われる時があります。しかし、現在の学校は教師たちの献身的でしかも過重な労働条件の中で成り立っているといっても過言ではありません。教職員の勤務実態は異常でもあり、尋常ではない。心身とも疲れきっている。こんなゆとりのない状態では、よい教育はできないとまで言われています。

例えば、いじめの問題が発生する。親から連絡が入る。そして、それに対するいじめた側の生徒、児童・生徒、そしていじめられた側、加害者、被害者との対応。そこに親が入り込んでくる。そして、一度、これを解決できなければ、もう立ち上がることができなくなるような若い先生方。そしてそれをカバーしてくれるような先輩教員の支えもない。そういう人間のですね、先生たち

の分裂と言いましょかね、そういうようなことが再三行なわれながら、マスコミで出てくるような実態が出てくるわけで。芦屋町の場合はそういうことがあっているかどうかわかりませんが、教職員がですね、一体となってそれに取り組む。そういうゆとりがね、なかなかないのではないか。やはり、教員の、その担任や、その問題の先生が問題ではなくて、やはり教職員が一体となって取り組む。そういうシステムができるような時間があるのかどうか。教員が授業改革に取り組む時間や子供と向き合う時間を確保し、教員一人一人が持っている力を高め、発揮できる環境を整えていく必要があると考えるんですね。そのためには、長時間労働をなくし、快適な環境の職場づくり、それが大事です。ぜひですね、教育委員会としても具体的にですね、ただそういうことを通知しています、やっていますではなくて、じゃあその調査の報告をですね、どのような報告が出ているのか、職員会議の中でどういう結果が出てきたのかとか、そういうことも校長会、教頭会で求めてください。でないと本当、この芦屋の小中学校からですね、過労死によって、または自殺をする先生たち、または若い先生たちがやめていく、そして早期退職をされる。60歳満期を待たずしてですね、そういう先生方々が非常に多いというふう聞いております。

そこで、公立学校における教職員の超過勤務縮減に向けた業務改善ハンドブックというのがありますね。それから次世代の学校指導体制にふさわしい教職員のあり方と業務改善のためのタスクフォース。それから労働時間の適正な把握のために使用者が、使用者、校長ですね。講ずべき措置に関するガイドライン。これをかいつまんで、どういうものであるかお話できますか。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

かいつまんでということですので、まず今、御指摘の中の学校現場における業務の適正化に向けてという通知の概要を申し上げさせていただきます。

もう先ほどから、議員御指摘のようにですね、もう、先生方の負担を取り除くための具体的な改善方策等がですね、国、教育委員会、学校現場のですね、それぞれが具体的な改善方策が示されております。

例えば、教員の部活動における負担を大胆に軽減するという部分で、教育委員会の具体的な改善方策を読み上げさせていただきます。各学校における適切な休養日の明確な設定に対する支援を行う。生徒の健全な成長の確保や教員の負担軽減の視点も盛り込んだ部活動のあり方の指導、ガイドラインの策定、練習時間や休養日の設定基準の明確化、域内全学校に対する練習時間や休養日の周知徹底、フォローアップを推進する。各都道府県市町村の中学校体育連盟等との大会の運営等の見直しに向けた協議を実施する。例えば、今申し上げた部活に関する分だけでも、このような指摘がございます。それ以外にも、長時間労働の働き方を見直すとか、また教育委員会の

支援体制を強化するとかいう部分で詳細な具体改善方策が示されております。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

その中にですね、学校給食費などの学校徴収金会計業務の負担から教員を解放するというところで、学校給食費等の学校徴収金会計業務を学校の教員ではなく、学校が設置する町自治体みずからの業務としてとり行うための環境整備を推進と、こういうのがちょっと書かれてありますが、芦屋町にとってはですね、もう徴収はそういう一般会計なり、給食センターのほうでですね、やられているからそこは前進でいいと思いますが。今現在こんな学校はほとんどないわけですけど、それをこんな適正化に向けてという、時代遅れのようなものを書いているなというふうに思っています。私はここの厚生労働省かな。これにですね、ちょっと電話してみようかな。文部科学省か、電話してみようかなと思うんですけども。今、そういう問題ではなくて、今、芦屋町にとってはですね、北九州市や小郡市や、どこでしたっけ。宗像市かな。そういうところでですね、校納金を、校納金。大体月3,000円とか5,000円。1学期の初めは2万円ぐらい、小学生の子供はですね、納めるんですけど、校納金袋に入れてですね。これは即ですね、やっぱり、やめるような形で。聞きますと、今、教育委員会としても学校長にお話をして、後は一任しているというような形ではなくて、こういう先生たちは、ほぼ100%近くの先生がですね、こういう金銭的なものを取り扱う、そういう校納金制度が口座引き落としになれば、本当にそういう業務、本来の教師の業務ではありません、これは。そういうことで喜ばれると思うんですよ。そういう強い姿勢でもってですね、やはり校長会でどうですかというような話で、教員に聞くとかですね、そういうことをやっていただきたいと思うんですが、どうですか。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

前回、3月定例会での一般質問を受けまして、今、議員御指摘の提案につきましては、早急に校長会でですね、通知して検討を進めるように指示はしております。また、学校長たちにおきましても、近隣、郡内の状況とかを考えている最中というふうに認識しております。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

業務改善のためのタスクフォースという、座長は文科省の副大臣、そういう冊子があるわけですが。町長もですね、昨日言われましたけど、やっぱり長時間勤務の改善が課題であると。教員が子供と向き合える時間を確保し、教員一人一人が持っている力を高め、発揮できる環境整備を整えていく必要があると。そういうことを、この冊子にもあるわけですが。まあ、このような問題を解決するために、このガイドラインを新たに策定した、公表したということです。

労働時間の適正な把握のための使用者に講ずべき措置に関する記事もあります。どうあるべきかと。管理職の研修会などで、職員の健康管理の面、ぜひですね、実態調査を行って把握するように指導していただきたいと思います。

今、この超過、過重労働を縮減するための前提としては、実態を十分に把握しておかなければなりません。労働基準法第109条によれば、管理職が全職員の毎月の出退勤記録を確認し、改善方策を実施する責任があると考えています。今、記録を取っているということでしょうけど、いつごろから毎月提出されるようになったんですか。最近ですか、それとも2年、3年、4年くらい前から取っているわけですか。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

教育委員会の調査のほうは、県のほうから調査が来るたびに行っております。直近としては昨年度、1年前にした調査となっております。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

それは、定時退校日がちゃんと実施されているかどうかの話じゃないとですか。毎月一人一人の先生たちの勤務実態の記録簿ですよ。

あの、なぜこんなことを申し上げるかというんですね、もう皆さん方、議員の皆さんも執行部の皆さん方も御存知だろうと思うけど、平成27年度に広告大手、電通の新入社員の問題がありましたね。過労死自殺の問題ですけどね。

ところがですね、今、昨年ですか、妻が先生で、小学校の先生で過労死というか、職員室の中で倒れた、脳梗塞ですね。50代ぐらいの先生ですけど。そのことによって、これはテレビでも出ましたし、インターネットでも出ていますけれど、新聞にも出ていましたけれど。そのことによって、夫が労基署に労災申請をしたわけですよ。ところが、労基署は記録簿がないと、その出勤のですね、出退勤の記録がないので、受け付けられないということを言われてですね。それ

で、その夫である方は、すぐさま教育委員会、学校長、教育委員会に行ったところが、ありません。それで、じゃあパソコンを貸していただいたんでしょう。その夫は、去年の夏からそして11月ぐらいまでのずっといわゆる記録簿、いわゆるパソコンでそのPCの中に入っている記録簿を見ながらですね、100時間を超えていたということがわかったわけですね。その当時、その方は名前も書かれてありますけれども、その方は、結局、就寝時間が深夜1時になることもあったと。結局タイムカードがなかったんですね。ない、学校が。タイムカードも今ある学校も少しずつふえてきておるようですけど。その学校のPCのログイン時間を一つ一つ調べた。亡くなる半年前の8月から調べ、授業のある9月、12月はそれぞれ時間外労働が月100時間を超えていたということで、その資料でもって労基署に行きましたところ、労災が認められたというようなことで新聞報道、多分載っていました。だから、そういう意味で、万が一ですね、小学校、中学校の先生がそういうことになったときに、学校長とそれから、教育長がですね。樋口事務局長という方はですね、やはり、校長が各教員の勤務時間を確認するための具体的な措置を取っていない。これは労働基準法違反と厳しく指摘しておりますし、また今、従来の固定化された献身的教員像を前提とした学校の組織体制では、質の高い学校教育を持続、発展することは困難であると。こういうことがですね、マスコミ等でも言われております。そういう意味では、本当に喫緊の課題であるということを考えられて、教育委員会、管理職、職員、そう一体となってですね、取り組んでいただきたい。そのことをまた、一般の保護者にもですね、こういう過重労働の中で教育が行われておれば、その子供たちにとってもマイナスになると。いろいろな問題が生じた時に余裕がなければ、生徒とのかかわり方がですね、精神的な異常さの中で対応しなくちゃなりませんから、子供にとっても不幸なことであるというふうに考えます。どうぞ、そういう意味で、この問題についてはですね、終わりたいと思います。

じゃあ次にいきます。町職員の時間外労働と職員の休職者に対する執行部の対応です。

本年3月、議会で過労死ラインといわれる月80時間以上働いている職員が延べ35人、また100時間を超える職員が延べ17名と。長時間労働について、町長は地域づくり課では、砂像の問題点もある。他に、法律が変わり、そのたびに条例も変えなくてはいけないということで、芦屋町だけの傾向ではなく、全国の自治体で同じような傾向になっていると。しかし、早く帰るよう指導すると前向きな答弁をされました。これらのことについて、これも教職員の今の残業超過のことと変わらないですけど。

業務内容の精選と適正な職員の確保についてということで、財政改革で職員が減り、仕事はふえたという悲痛な職員の声がちまたで聞こえてきます。長時間労働を削減するための業務の精選について、具体的な取り組みはありますか。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

業務内容の精選につきましては、平成29年度の予算編成において、基本的な方針の一つに、限られた財源の効果的・効率的な活用を基本に、取り組むべき行政課題の緊急性・重要性をゼロベースの視点で検証した上で、事業の取捨選択を行うこととなっておりますし、実施計画におきましても、毎年、事業計画等の見直しを行い、事業の精査を行い実施されるため、所管課において十分に検証されているという形で考えております。

次に、職員の確保につきましては、職員の退職にあわせて職員で補充することを基本とし、平成23年度以降は業務の量の増大にあわせて、職員を増員しております。

また、昨年度、職員採用試験の試験内容の見直しを行い、行政職員としての適性或資質を持った可能性のある人材の確保に努めているということでございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

具体的な業務の精選ですね。私は一つ提案してみたいんです。なかなかこの問題、提案しづらいんですけどね。今は、教育長がですよ、昨日、教育フォーラムや科学フェスタ、教育井戸端会議等の廃止とか見直しとか、そういうことを教育委員会で話をされて決定したんだろうと思います。私は、今年度はしょうがありませんが、来年度ですね、砂像展の廃止を検討してみたらどうだろうか。廃止してみたらどうかと、私は思うわけですね。今、3月議会でも、はっきりと地域づくり課、砂像展の関係で時間が増になったということを言われましたし、町長もそのことについてお認めになっておられるわけですね。だから2年ほど前に、その砂像展の費用対効果の問題とか、確かにPRはなったとしても、そういう効果があるのかどうか分析はしていないという回答だったと思うんですね。

だから、こういうふうな砂像展というものの支えは、ボランティアの皆さん方がですね、数多く支えておられたと思うんですけども。やはり、こういう実態を過労死ラインの職員がたくさんいるんだというようなことですね、話をすれば地域の方々も納得していただけるのではないだろうか。そういう意味でですね、まだほかにもいくつかあるかもわかりませんが、私が思いつくものについてはですね、砂像展の廃止を検討してみたらどうだろうかというふうに考えますが。もう回答は、後は皆さん方で判断して結構でございます。時間の関係がありますから。

私はボランティアの皆様方にはですね、まだまだ教育長が言われたような、文化的な香りがするもの、そして歴史的なもの。例えば町民がガイドラインをつくったり、町外の方々を案内する

ようなボランティア、そういうのも北九州ではやっておりますね。史跡巡りとか、それからここでいうならば、前も言いました四国島郷お地蔵さん回りとかですね。そういうものをボランティアで支え合いながら、みんなで何月何日には、こういうふうに引率しながら勉強会をしていくと。もちろん、教育委員会や学術員の方も含めながらやっていけばいいかなと思ったりもするんですよ。そうすれば、ボランティアの皆さん方も郷土の歴史文化、それを見直すことができるだろう。そして、そこでお地蔵さんを祭っておられる方の、地域の方々も喜ばれる。今もう、それこそ、いつなくなるか受け皿がないような状態になってきておりますので、そういうところにですね、力を注いでいただいたらなあと思います。

じゃあ次は、長期休職者への取り組みについてでございますが、本年3月議会、本年3月議会で芦屋町職員の長期休職者の推移と、他町と比較してどうなのかと質問しました。総務課長は、休職者は平成25年3月末で1人。平成26年3月で2人。平成27年3月で2人。平成28年3月で3名。平成29年2月現在で6名であるとの答弁でした。また、他町の休職者は中間市と岡垣町に休職者がいるが、人数については差し控えたいとのことであった。私が調べたところ1、1程度だったかな。芦屋町が6人という形でいちばん多い。非常に異常なことであるという、そういう回答であったんですが、どうでしょうか。6名の長期休職者は現場復帰されたのですか。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

全員はまだ、復帰はしておりませんが、そのうち3名は復帰しております。新たに病休者が出ているという形で今現在なっております。人数的には、3月にお話した6名という数的なところは変わっていないという状況でございます。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

この長期休職者の中にはですね、パワハラ、セクハラ、嫌がらせなどを受けたという因果関係があるのではないかなと。仮にそうであれば、パワハラ、セクハラ、嫌がらせなどを受けた職員は誰に相談するのかなと。何か役場の中でそういう相談窓口みたいなのはあるんですか。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

相談窓口につきましては、総務課の人事係が、そういう形があれば、相談を受けるという形にはなろうかと思えます。(発言するものあり)総務課の人事係が担当するかというふうになるかと

思います。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

この問題は、学校教育でもそうなんですけど。先生方も加害者、被害者、特に被害者はですね、親にも話をしない。なぜ話をしないのか、いじめを受けてですね。その被害者の心理状況というのは、まあ昔はですね、いじめられたらいじめ返せとか言ってたかもわかりませんが。今はいじめられたら親にも話さないし、死を覚悟するまで言わない。死ぬまで言わないという、そういう家庭がありますよね。なぜかと。それを指導者である教師、または皆さん方の職員の皆さんはなぜ言わないのか。なぜ、親は、子供はなぜ言わなかったのかというところまで入り込まないかんのですね。

加害者もそうです。加害者はなぜ加害をするのか。加害者は昔はですね、いじめられたことがある子供たちが8割ぐらいおるんですよ。だからいじめ返すという心理が動く。だから加害者である者は、ずっと説明を聞くと、自分がいじめられたことを思い出す。そして本当に悪かったなというふうに思うわけですね。じゃあ、いじめられた側はなぜ親にも話さないのか。先生にも話さないのか。これは自分自身の自尊心。自尊心を傷つけられる。人に、親に言えば、自分自身の自尊心が傷つけられるということを知っているから言わないんですね。

そういう意味で、ここの今の職場でですね、総務課の人事係に相談したところで、相談するわけありません。親にも言わない。そういう意味で、じゃあどうしたらいいのかということをやはり、上司である方々の、そういう教育をやっぱり受けるという、職員のですね、中でのそういう話し合いをですね、専門家の方に聞いていただいて、関心を持っていただきたいということですね。

では、役場内は働きやすい環境に置かれているのかどうか。また、そのために環境改善の施策は図られているのか。また長期休職者や病気休暇の実態を踏まえ、円滑に職場復帰できるような環境にするために、どのような取り組みを行っておられますか。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

労働安全衛生法の第18条に基づき、職員の健康を確保するとともに、快適な作業環境の形成を推進するため、衛生委員会を町のほうで設置し、産業医、衛生管理者、芦屋町の職員組合等から組織し、労働者の健康、障害の防止や健康の保持・増進を図るための基本となるべき対策や休職者の対応等についても審議をしております。

また、厚生労働省が定めます事業所における労働者の心の健康づくりのための指針について、メンタルヘルス対策推進のために重要とされた4つのケアを、芦屋町においても、メンタルヘルス対策として推進しております。

まず1点目は、自身によるセルフケアとして、平成28年9月に心理的な負担の程度を把握するための検査、ストレスチェック及びその結果に基づく面接指導を実施しました。このストレスチェックは、労働者のストレスの程度を把握し、心身のストレスへの気づきを促すとともに、職場改善につなげ、働きやすい職場づくりを進めることにより、メンタルヘルス不調となることを未然に防ぐことを目的としております。国が示しているストレスチェック制度実施マニュアルにおける高ストレス者の割合は10%であり、当町での割合とほぼ同じであったため、当町における高ストレス者の割合は標準であると考えております。本年度につきましても、6月にストレスチェックを実施するように考えております。

2点目は、部下と日常的に接する管理監督者に対する職場環境の把握や改善、部下に対する相談対応といったラインによるケアをより充実させるため、昨年12月に監督者を対象としたメンタルヘルスの研修を実施しております。

3点目は、職場内産業保健スタッフ等によるケアとして、昨年4月から、毎月1回の産業医訪問の際に、職場巡視や休職者、復職者に対する面談を実施しております。

4点目は、職場外資源によるケアとして、平成25年7月から、職員の体及び心の健康づくり、メンタルヘルスの不調者等に対応するため、毎月1回、臨床心理士の方に来庁していただき、職員の健康相談室を実施しております。

また、平成27年9月からは、仕事上のパフォーマンスを下げる要因、ストレスや精神疾患などとなりますけど、へのかかわりやパフォーマンスを高める要因、マネジメント・コミュニケーションスキルへの取り組みなど、職員と組織の両方のパフォーマンスの改善、向上を目的として、職員援助プログラム、以下EAPと言いますけれど、EAPを導入しております。

このEAPの委託業務の主な内容としましては、個人の悩みや心配事を専門のカウンセラーによる相談、職場復帰支援として、休職中の職員とEAPカウンセラーとの連携や、EAPカウンセラーと町との連携を実施しております。また、管理職とEAPカウンセラーとの連携を、今後、より効果的に推進するため、管理監督者に対する研修実施後、管理者とEAPカウンセラーとのヒアリングを実施しております。

以上、この4ケアを実施し、職員のメンタルに対する支援を行っております。

現在、休職中及び病休中の職員に対する取り組みとしましては、心の健康問題により、休職中の職員や病気休養中の職員の職場復帰を支援し、円滑な職場復帰と再発防止を図るため、平成28年度から職場復帰支援プログラム実施要綱に基づき、職場復帰の支援を行っております。これ

までは、主治医の診断書のみで職場復帰の可否を判断しておりましたが、現在は、職場復帰に向けての訓練、リワークや、町からの受診命令に基づく、セカンドオピニオン、産業医面談を経て、最終的な職場復帰の判断を行っております。

また、今後も、急な、多大な負荷がかかることのないよう、就業上の配慮も考慮しているというところを進めている状況でございます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

ぜひ、そういう形ですね、改善策を取りながら、ぜひ円満な形で職場復帰ができるようにしていただきたいと思います。ただね、3名現場復帰されたけど、また新たに3名の方がまた休職されているということについては少し残念ですけども、よろしく、職員の皆さんがですね、気持ちよく働ける職場にしていきたいと思います。

最後になりましたが、時間がありません。申しわけありませんが。前教育長の教科書採択違反についてですが、もう読み上げません。

この、今、お二方の議員の方が、一番目のきょうですね、それと昨日、前教育長の教科書採択違反について質問がありましたし、回答も町長のほう、教育長か、町長のほうからですね、受けましたが。この町民に対しての説明責任はどのような形で果たすのかということについては、教育長でしたね。広報でもって、この問題点の形をとりたいた。それで、ぜひそういう形ですね、透明性のある公平性、中立性のある内容ですね、行っていただきたいなと思います。

前教育長の一番目の前教育長の聞き取り調査は誰がどのような方法で行ったのかということなんですが。私が思うにはですね、その教育長、それから前教育課長、それから、町長とですかね。そういうような形で話し合いがされたようですけど。私は政治倫理条例のような形ですね、その審査委員というかですね、正式名称はちょっと忘れましたが。そういう第三者の方々を設置してですね、なぜしなかったのかなと。まあ中島——失礼、前教育長、名前を言ってしまいましたから。前中島教育長はですね、やはり大きな力のある方ですし、全国町村の教育長会長でありますし、また、学校の先生でもありましたし、ここの中の職員の皆さんにも、そういう卒業生と言いますかね、そういう方がおられる中でですよ、そういう大先輩である方に対して、どういうことですかということ、聞くこと自体も、おこがましいような気がしてですね、だから聞きづらかったらどうかという気持ちはあるわけですよ。そういう意味じゃ、第三委員会を設置しなかったのかね・・・・・・・・

○議長 小田 武人君

妹川議員。与えられた時間になりました。

○議員 5番 妹川 征男君

そういうことで、申しわけありませんが、時間が来ましたので、もっともつとですね、町民に対する疑問や問題点を感じる、疑念を感じている人に対して、広報便りです、ちゃんとした形でしていただきたいと思います。

時間が来ましたので、これで終わります。

○議長 小田 武人君

以上で、妹川議員の一般質問は終わりました。

.....

○議長 小田 武人君

ただいまからしばらく休憩をいたします。なお、午後は13時ちょうどから再開しますので、お願いいたします。

午前11時17分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長 小田 武人君

再開いたします。

次に、7番、田島議員の一般質問を許します。田島議員。

○議員 7番 田島 憲道君

7番、田島憲道です。傍聴席用に資料を10部以上用意してたんですけど、すっかりなくなると聞いてたからですね。資料泥棒ですね。

はい、建設的な、きのうからですね。議論が交し合って、大変いい一般質問が進んでいると思います。新人さんの職員さんはいないですね。最近の10代の活躍、例えばあの卓球ですね、先週あった。これはもう本当、世界が驚きました。テレビにくぎづけになってました。それときのうですね、将棋では藤井4段ですね、中学生の。彼は3戦、きのう1日だけで3連続勝ちまして、現在23連勝中ということなんです。しかしですね、AIとの対戦では将棋の名人、えーと、名前忘れちゃった。名人の称号をもっているあの方、あの、「P o n a n z a」というゲームソフトに完敗いたしました。またですね、囲碁でもですね、より複雑な囲碁では、AI、「アルファ碁」というのが中国の世界王者3連戦に完勝して開発者のG o o g l eはもう、人間との戦いを終わらせるぞということで、事実上の引退宣言をいたしました。まあ、これはコンピュータが人間を超えてしまったということなんです。まあ、あのG o o g l eは説明しましたね。これからはエネルギーの世界や医療の分野で活躍させていくという。これはなんとも悲しいお話なんです。

2040年になったら、今の半分の職業がなくなってしまうというIBMの研究があります。その中には、税理士や会計士そして運転士なども含まれているそうです。また、行政の答弁もAIが返してしまうぞと言われておりまして、まあ、ここに既に起こった未来、現実がここにあるわけです。そのようなことを踏まえながら、質問をさせていただきます。

通告1の芦屋町まち・ひと・しごと創生総合戦略の取り組み状況と成果についてお聞きします。昨年こういう立派なものができ上がりました。これ全部一つ一つやっていったら、あのもう大変な、きょうのこの1時間じゃ時間が足りないので、きょうはですね、去年、加速化交付金4,400万の事業についてお聞きしたいと思います。では通告を読み上げます。

政府は、平成26年9月にまち・ひと・しごと創生本部を設置し、11月にはまち・ひと・しごと創生法を成立。そして、全国の自治体に対し、平成27年度中に地方版総合戦略の策定を求めました。その対象期間は平成27年度から31年度までの5年間であり、現在、我が町の総合戦略も3年目を迎えることに至っております。

資料2、皆さんお配りしております資料2がですね、こちらを見ていただきたいんですが。では質問1です。地方創生加速化交付金による事業の取り組みと成果について、2と3を除くとあります。質問です。よろしくをお願いします。

○議長 小田 武人君

執行部の答弁を求めます。企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

芦屋町における加速化交付金の事業名は、まちづくりプラットフォーム化モデル事業で、事業概要は、観光まちづくり推進プロジェクトを中心に、観光基本構想で掲げているリーディングプロジェクトの事業推進や、地方創生総合戦略に掲げる各種事業の展開をモデル事業として実施。事業展開は、地方創生総合戦略に掲げる事業を組み合わせたもので、観光まちづくり推進プロジェクトの部会事業と位置づけ、それぞれの実施主体で推進するものでございます。

具体的には、田島議員の資料の2にありますように、観光まちづくり推進プロジェクトの再構築と、部会事業としてマーケティング調査、情報発信プロジェクト、着地型観光プロジェクト、芦屋釜の里活性化プロジェクト、グルメ開発・特産品開発プロジェクト、農商工等連携事業、移住・定住促進プロジェクト、起業支援プロジェクト、人材育成支援プログラムの9事業を実施し、交付額は4,400万の申請に対して4,340万3,316円ということになっております。

企画政策課では、情報発信プロジェクトといたしまして、ウェブコンテンツの制作やプロモーションなどの事業を実施。また、移住・定住促進プロジェクトといたしまして、移住・定住施策については、専門的なノウハウが必要であるため、施策推進の調査研究及びガイドブックを制作。成果といたしましては、地域コミュニティの環境整備が必要であることなど、現状を踏まえた新

たな移住・定住施策の提言、年次的なステップアッププログラムの提案を受けておるところでございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 入江 真二君

それでは、地方創生加速化交付金事業、9事業ございますけれども、地域づくり課所管となる7つございますけれど。要旨の中に（2）芦屋釜の魅力をかきたというところがございまして、それを除いた6つの事業の取り組みと成果について御答弁いたします。

まずは、観光まちづくり推進プロジェクト再構築ですけれども。既存の観光推進プロジェクトがございまして、これは芦屋町観光基本構想を実現するための基盤となる組織に再構築するために、組織の振り返りと将来の方向性と運営方法等を検討し、組織のあり方並びに方向性について報告を受けております。

次に、マーケティング調査です。今まで観光に関するマーケティング調査を実施したことがありませんでした。このため今回、観光施策における効果的な戦略策定や事業実施のために、イベント及び施設での定点調査及びGPSによる動態調査を実施し、調査結果により、芦屋町への来訪者の行動パターンが見え、今後の観光施策への活用が期待されております。

次に、着地型観光プロジェクトは、体験プログラムの創出及び開発に関する事業を実施し、実施した体験プログラム参加者へのアンケート結果等により、新しい商品に関する事例等の報告及び予約管理システムを導入しております。

次に、グルメ開発・特産品開発プロジェクトは、商工会が行う特産品開発事業への支援を実施しております。

次に、起業支援プロジェクトでは、店舗誘致のためのチャレンジショップ事業を実施し、本年4月に海浜公園内に「HASAMIYA」を開店しております。

最後に、人材育成支援プログラムでは、観光まちづくり推進プロジェクトの委員さんらを対象に、人材育成のための研修会を実施いたしました。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

田島議員。

○議員 7番 田島 憲道君

ありがとうございます。昨年の、その地方創生加速化交付金4,400万の内訳でしたが、これが、芦屋町よくいただいたなど。今になっていろいろ思っております。これが、名前がついて

おります。まちづくり推進プラットフォーム協議会ということで説明を受けましたが、このプラットフォーム協議会というのは、これはバーチャルで存在しているのか、それとも実際に協議会として集まって、会合を開いたぞとか、そのようなことがあっているのか、お聞きします。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 入江 真二君

観光まちづくり推進プロジェクトの再構築ということで、このプロジェクトは現在ございます。過去には、アッシー、ゆるキャラのアッシーの選考であったり、そういったことにもこのプロジェクトのメンバーの中で選考をいただいたりしております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

田島議員。

○議員 7番 田島 憲道君

ちょっと余り動きが見えてないんですが。協議会というのは、設立してそこに皆さん集まってお話の場を取ったということですか。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 入江 真二君

この観光基本構想の中では、この観光基本構想で決めた内容を進めるための推進プロジェクトという位置づけで運営しております。ですから、そういった協議の必要なときに委員の皆さんに集まっていただいて、協議をいただく、議論をいただくというようなことになっております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

田島議員。

○議員 7番 田島 憲道君

ここに全体のイメージ図というのがあるんですよ。漁業者、農業者から、自衛隊芦屋基地、金融機関、この中にですね、議会が入っていないんですよ。ちょっと寂しいなと思っています。これが、まち・ひと・しごとができたときもですね、でき上がった時点で全協で説明がありました。議会から代表が2人出ておりますが、なかなかいろいろなこと思っていたんですけど、この策定には、全然、私どもは加われなかったことをちょっと残念に思っています。これ一つ一つこのモデル事業をですね、挙げていって大変なんですけど。

例えばサワラなんですよ。ことしもやられるということですけど。僕はもう去年のサワラの

ことをちょっと嫌ごとを言うておりますけど、これ、天然物だからですね、とれる時ととれない時もあります。そして、またサゴシなんて小さいものを片っ端からとっていったら、今度はもう大きいものの成長を妨げるというか、資源の枯渇につながるんじゃないかなとも心配しております。これがですね、養殖にできるんだったら、話は別なんですよ。

それと、海の近くでお店を出されている方がいらっしゃいます。あの方が2年後に今度はどこでお店を出すのかなとかいうことを考えたら、この町内にそういったところがあるのかな。担当者の方も実際、自分が今、役場の仕事をやめて、もしあそこでお店を出すなら、何を出すのか、出したらいいのかとか、そういったことを、やっぱりそういう目線も大事じゃないかなと思うんですよ。そういったサテライトオフィスなんかもですね、徳島県の神山町とかで成功しているところなんかは、古民家を改装してあげて、インターネットやら何やらの設備を整えてあげて、さあ来てくださいというようなことをやっています。それが、芦屋町では、もしそれをサテライトオフィスやら何やら誘致するときに、そのような適切な店舗があるのかなとかいうところも、そういったことも思う次第であります。

資料の3をちょっと見ていただけますか。地方創生関係交付金のイメージですね。26年の補正からここ数年で5,000億を超えております。芦屋町が約4,400万いただいたというのは、下から2番目のですね、地方創生加速化交付金1,000億の中からはなんですよ。去年、28年当初、28年の補正と地方創生推進交付金1,000億円ですか。その次の地方創生拠点整備交付金900億と。今年度当初ですね、地方創生推進交付金また1,000億というのが、政府が、国が、こういうものを出しております。芦屋町は去年と今年度とこの点に関しては、いかがでしょうか。質問です。

○議長 小田 武人君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

この資料に基づきまして、26年度の補正で地方創生先行型交付金というのがあります。これは全額交付金ということで、芦屋町も活用しております。27年度の補正で、地方創生加速化交付金という、これは全額交付金であります。これは先ほど説明を行いました事業に活用しております。28年度からは、地方創生推進交付金というものになっています。これは、2分の1が交付金というふうになっておりまして、連携中枢都市圏の事業に活用はしておりますが、活用できる条件が狭まっている。このため、このほかの事業で活用できるように調査研究しているところでございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

田島議員。

○議員 7番 田島 憲道君

いろいろありがとうございます。資料の4見ていただけますか。いろいろ調べてたらですね、やっぱり遠賀町、なかなか頑張っているじゃないかというところなんです。まずはですね、どこでもいただいたという700万とかがありますが、それをちょっと除いてですね。地方創生総合戦略を10月までに策定したら1,000万あげるよというのが、一番最初なんです。それを遠賀町はいただいていますね。遠賀町、遠賀町ですね。芦屋町の4,400万と同じものを遠賀町は8,000万円、満額なんです。これは、聞くところによると3,500万から8,000万円。全国1,700の自治体に配ったと。一番もらえるところが8,000万だったというんです。遠賀町は早速これ、駅の横の「おんしん」の店舗で、日本一企業をインキュベートするという金融機関の跡地の活用事業というのを、もう目に見える形でやっております。これはコワーキングスペースと言ってですね、これ、ああ、やられたなあ。これ、芦屋町でいいんじゃないかなとか、自分の店舗でいいんじゃないかなあとか思ってたやつなんです。駅前であれば、よっぽど利便性がありますよね。そこの下を見ていくと、ほとんど取っていつてるんですね。今年度の、つい最近の平成29年4月28日に発表された地方創生推進交付金、1,000億です。去年に引き続き。これもキラキラワーキングママとアクティブシニアが活躍すること、起業家育成事業で1,300万いただいて、合計1億6,863万というものが、遠賀町にいつているということで、資料の5を見てください。遠賀町も早速この、国からいろいろ査定されるからですね、もう、すぐホームページ上で公表をしております。こういうふうなことに使いましたよというのを。そのようなことが遠賀町の身近なところで見えております。

去年12月の議会だったですかね、僕は、うきは市の副市長にお会いしたときに、いろいろなお話を聞いて、そこで事例紹介を議会でやりました。その時にここで話したと思うんですけど、うきは市は5回も改訂版を、まち・ひと・しごとですね、1年のうちに5回も改訂版を出しているんだと。そしてですね、芦屋町みたいに、こういう印刷物にしていらないんですよ。コピー用紙ですよ。改訂版を5回も出す、その都度、全協で議員に説明していると。だから、議員は本当、平均年齢74歳とか言っていました。よくついていけるなあと思っていたら、議員はもう職員に全般の信頼を置いているんだという話を聞き、すばらしいなと思いました。遠賀町はもう、どうやってこれだけのお金をいただいているのかなと。そんなことを考えながら、多分、改訂版もいろいろこまめに出しているのかなとか。そういうことを考えながら、ちょっと遠賀町に聞く機会があったら誰かに聞いていただけたらと思います。

続いて②のですね、戦略4、オンリーワンの芦屋釜を活かした魅力づくりの具体的な施策、芦屋釜の里魅力向上プロジェクトについて、取り組み状況と現在までの成果についてお尋ねします。

○議長 小田 武人君

生涯学習課長。

○生涯学習課長 本石 美香君

戦略4、芦屋釜の里魅力向上プロジェクトでは、芦屋釜の里を観光資源として活用するために、集客の仕組みづくりや回遊の仕組みづくり、滞留時間向上に向けた取り組みや鋳物師と連携した体験プログラムの創出、土産品の開発を推進することとしております。また芦屋釜の認知度向上と鋳物師の地場化を推進するため、復興の取り組みについての情報発信などに取り組むこととしております。

主な取り組みといたしましては、集客の仕組みづくり、回遊の仕組みづくりでは、町内外施設イベント等と連携し、入園料の割引などを実施いたしました。中でも北九州市が実施する「こども文化パスポート事業」に参加した結果、夏休み期間中、多くの家族連れのお客さまにつながりました。また茶道の表千家同門会提携館に認定されたことにより、全国の表千家同門会員に周知され、さらなる茶道関係者の来園につながっております。

鋳物師と連携した体験プログラムの創出では、遠賀・中間広域連携プロジェクト推進会議主催の水辺のくに博覧会や芦屋釜の里講座での鋳物古印づくり体験を実施し、町内外から幅広い年齢層の方々が参加、好評を博しております。

土産開発におきましては、新たな工房鋳物製品の制作販売を進めており、年間一、二点程度の新作を制作、販売するとともに、独立した鋳物師制作のえと置物の販売も実施しております。双方とも売り上げは好調で、今後は制作個数の増を図るための手法を検討し、土産品の開発等を進めていきます。

復興の取り組みについての情報発信としましては、1つは表千家及び裏千家の茶道関係全国雑誌への掲載を行いました。これをきっかけに茶道関係者のツアー誘致につながり、全国から多くの著名な茶人が来園されております。

また、芦屋釜の里全体の魅力発信につながるものとして、地方創生加速化交付金事業の情報発信プロジェクトにより、芦屋釜の里を紹介したホームページが作成されたことで、施設案内だけでなく、復興への取り組み・鋳物師の紹介等をより詳しく、わかりやすく掲載することができ、さらなる情報発信を進めていくことができるようになりました。

観光資源としての活用は、芦屋釜の里からの情報発信、各種事業の実施だけではなく、地域づくり課や芦屋町観光協会、芦屋町商工会等との連携が不可欠だと考えております。集客や回遊の仕組みづくり、情報共有により相互協力をこれからも進めてまいります。

以上です。

○議長 小田 武人君

田島議員。

○議員 7番 田島 憲道君

釜の里の取り組みについて大変よくわかりました。

それですね、家庭から日本文化が消えつつあるという現実があります。例えば、トイレなんかですね、私はもう築70年くらい家に住んでいますが、男子便所がちゃんとあります。そしてまた和式の便所があるんですけど。今、大体、トイレ、皆さんところで男子トイレと和式トイレは残っている家の方っていらっしゃいますか。町長の家なんかは、男子用のトイレと洋式用と一緒にですか。やっぱり何か変わってきたなあとか思うのは、日本の住宅に男子トイレがなくなって、小使用のですね。それもちょっといろいろなことが、原因があるんじゃないかなあとか、ちょっと話が変なとこいっていますけど。

それですね、芦屋釜やお茶の文化に小さい時から触れるということは、若者の日本文化の文化離れを食い止めるという作用が働くと思います。きのうからですね、学校で、小学校低学年の方には、必ず鋳物師のところに行くようなプログラムがつくられていると聞いております。大変安心しておりますし、今、京都に大変インバウンドの、海外からのお客さんが訪れております。大変な状況になっておりますが、芦屋町なんかはですね、京都ともう直結するルートがいろいろありますよね。これをなんとか生かさなければいけないんじゃないかなとずっと私、前回の一般質問で言ってきましたが。

例えば、お土産なんかですね、外人さんはTシャツをものすごくポリシーを持って着るんですよ。中に何が書いてあるのかとか。我々も「アイラブニューヨーク」とかいうようなTシャツを買ったこともありますけど。何か外人さんが「一番」とかいうTシャツ着ていたりとか。ああいちう中ですね、例えば、芦屋釜の重厚な釜の写真があるような黒いTシャツとか、そういうのは、外人受けするんじゃないかなとか。土産物の1つとして考えていただければと思うんです。

それですね、先ほどからちょっとお話してありますけどね、芦屋釜復興事業という希少な文化財をどのように観光資源に結びつけていくというのが、大変な重要なことになってくると考えておりますが、釜の里の施設、これ見せる施設としてですね、今後100年以上も持続可能な建築物なのか、そういった施設なのか。例えば、福岡の楽水園や友泉亭と比べると、あそこは黒田の殿様の別邸だったりとか、そういう格式あるところで、茶の世界でも有名な日本庭園だと思いますが、それに比べて、どうも見劣りするんですよ。この点についていかがでしょうか、お願いします。

○議長 小田 武人君

生涯学習課長。

○生涯学習課長 本石 美香君

芦屋釜の里は木造でございます。芦屋町公共施設等総合管理計画において、耐用年数は15年から24年で耐用年数経過率は現在92%となっております。そこで長寿化ということを図るために、大茶室や資料室棟など年次計画を立てて、木塗装を実施して、維持管理に努めております。25年度には工房、26年度は図書室及び資料室棟、そして28年度には大茶室の木塗装補修工事を行いまして、今年度は倉庫等、用具、ポンプ室棟を行って行って、維持管理に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

田島議員。

○議員 7番 田島 憲道君

ありがとうございます。3年前、4年前になるんですかね。マカオ大学から偉い人が、大学院の教授が、トップの方が来ました。うさん臭い中国人なのかなと思ったら、いやいやアメリカの大学、オハイオ州立大学とか、アメリカの大学の大学院を定年して、引き抜かれてマカオの偉い人になってですね、まあ60万の都市なんですけれど。実は、カジノではラスベガスの売り上げの5倍以上と世界一のカジノ国家になってます。大学の教授といってもですね、政府に大変かかわっていて、マカオの観光ビジョンやら、いろいろつくっている方だったんですよ。その方を案内しました。町長によろしくと。覚えていますか。

砂像が復活したときに、祭りあしやの日だったんですよ。釜の里に30分、こういう話もここでしたことあると思いますけど、30分の予定だったんですけど、あの人たちを見る視点が違うんですよ。1時間半以上もいるんですよ。鋳物師は東京に出張して2人ともいない。学芸員さんもいない。どうしてここまで食らいつくのかなと。

その彼らはですね、この2月に日本に来たんですね。北九州市が呼んでいたんですよ。IR法案ができて、それでカジノが日本にどういう影響を与えるかというのも、その専門家だからですね、そのことで来ていました。彼は僕を見つけて跳んで来てですね、実はマリンテラスに泊まったんですよ、あの方たちは。覚えてくださって嬉しかったんですけど。釜の里を生かさなきゃいけないよと。例えば宮崎とか、佐世保とかに、もしできたとしても、大陸から来るお金持ちの感覚というのは、北九州の飛行機で降りてとか、カジノ、宮崎に行ったりとか、その距離はもう半端ないですよ。日本自体がカリフォルニアにすっぽり入るぐらいの距離感じゃないですか。だから必ず生かしたほうがいいよというアドバイスを受けまして。その彼はすごい依存症、ギャンブル依存症とかの権威でもある方なんですよ。カジノですよ。マカオ市はですね、公務員は一切カジノに行けないということだったんですよ。年に1回だけ何とか節のとき、ありますよね、旧正月。あの時だけ行けるとか行って。全てそのギャンブルとか、いろいろなことで、あそこの

カジノで吸い上げたお金は全て教育に注ぎ込んでいるのだと。それはやっぱり子供たちにしっかりと教えているということ、話を聞きました。

きのうからも、いろいろ話も出ていますけど、今、就学前のお子さんたち、幼稚園や保育園の方たちですね。そういったところにお金を入れていくのが大変いいことじゃないかなと。それはもう競艇の財源ありきのことなんですけど。

ちょっと資料の7を見ていただけますか。これはですね、星野リゾートの内部資料なんですよ。持続可能な地域活性サイクル、このサイクルを回していくということなんです。まず、この左上の独自の文化の維持、これはもう芦屋でいえば、言わずとも知れた、あの芦屋釜です。その下に地域らしい環境の保全。これは洞山から夏井ヶ浜など、芦屋の風光明媚な海岸線だと思います。その右に行くとはですね、適切な産業。これが実は肝であると言われていています。ここは、今、芦屋は競艇なんですよね。ここをですね、働ける仕組みとか稼げる仕組みに変えていくという、そこに僕は釜の里やら港湾の開発がかかってくるんじゃないかなと。その上の必要な人口規模というのはですね、これはもう住みやすい町なら自然にふえてくるということなんです。こういったものをですね、星野リゾートは必ず、いろいろなところに行くときには、この資料が一番大事に抱えていくと言われております。

それでは、③のプロモーション動画等の情報発信コンテンツについて詳細をお尋ねします。

○議長 小田 武人君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

情報発信プロジェクトでは、ウェブコンテンツで観光情報と芦屋釜の里の専門ページの制作や運営マニュアルの作成、運営者向けの研修を実施。動画制作では、ウェブ用の「町民の町民による町民のためのCM」を制作。あわせて、情報発信用リーフレット「芦屋びと」を制作。シビックプライド醸成のため、町民向け情報発信の仕組みづくりを調査。また、プロモーション活動として、関東圏などで6回のPRイベントに出展。あわせてプロモーションブックなどを作成しています。

特に、ウェブコンテンツでは、情報検索の入り口を整理するとともに、多言語やスマートフォンにも対応した観光情報に特化したサイトを制作しております。これは4月に立ち上げたばかりで、目に見える成果はまだ出せていないものの、29年度はこのサイトを活用した動画投稿の仕組みを構築するなど、より観光情報を得やすいように工夫をしております。

動画やリーフレット制作では、まず町民の皆さんの芦屋町への関心を高めることが重要と考え、またシビックプライド醸成づくりを進めるため、町民参加型のPR動画を制作しました。動画は、約250人の町民の皆さんに参加いただき、ウェブ上などに公開しております。また参加された

皆さんにはDVDを配布、町内事業所などで上映により、効果は高まっていると考えていますし、次の施策の第一歩となったことが成果であると思っております。

以上です。

○議長 小田 武人君

田島議員。

○議員 7番 田島 憲道君

私も動画見ました。町長、大変カッコよかったです。リンカーンのゲティスバーグ演説みたいなね、出だしたんですよね。あれ、町民の、町民の、一部の町民じゃないかなとか、僕は思っておるんですけど。

東京とか関西とかで、お子さんが大学、お孫さんが行っているとか、働いているよとか。例えば僕なんか、芦屋の砂像展があっていたころ、東京で朝ですね、テレビ、「ズームイン!!朝!」をつけたら砂像展あってるわけですよ。嬉しくて、すぐばあちゃんやら、家に電話したりとかして。あのビデオに出ている御家族さんたちは大変嬉しいと思いますよ。じいちゃんが出ている、ばあちゃんが出ている。ただですね、ただですね、どうしてあれ夏の、芦屋といえば夏ですよ。夏の場面が静止画なのかなとか。なぜ撮影が3月ぐらいまで、3月やったのですかね、あれ。までかかったのか。絶対やっぱり、こうやって予算がついたのだったら、夏のいい時期を撮らないいけないのじゃないかなと思うんですよね。そしてまた町内には、やっぱりいろいろな人がいますよ。NHKのあのカメラマン、映像送っている人たちもいれば、結婚式の映像の会社もあったりとかします。あれは、僕は結婚式、20万とか30万で撮れるようなビデオのほうが、気がきいているような感じがするんです。あれ、一体いくらかかるとるんですか。これでいえば1,850万が一番お金がかかっているプロジェクトなんですよ。ちょっとお尋ねします。

○議長 小田 武人君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

いろいろありますが、動画制作委託ということで委託を出しております。これが563万9,000円という金額になっております。

以上です。

○議長 小田 武人君

田島議員。

○議員 8番 田島 憲道君

563万円。大変大きな支出というか、受けたところも大変有名なところですよ。ただ、あそこもどこかに、制作会社の下請けに出すだろうと思うんですけど。ちょっと僕は、今、スマホ

で動画を撮って、簡単にy o u t u b eに出して、1 0 0万人とか見るような時代の中ですね、メイキングを見たら機材だけはすごいですよね。機材に圧倒されて、機材代のリースにお金がかかっているのかなという、ちょっと心苦しいことを言ったりしていますが。

資料の8を見ていただけますか。別府の「湯～園地計画」というプロモーションビデオですね。今は、各自治体が競い合うようにしてPRビデオを出しております。そのチャンネル合わせたら、いろいろなところが流れてくるんですよ。大変面白いですよ。いろいろなものがあります。そこをまねしろとは言いません。ただですね、ちょっと別府のここを紹介したいのは、これは市長の公約でありました。

実はですね、いろいろな意味があるんですよ。実に計算されているんですね。これがですね、ラクテンチの老朽化が激しくて、運営会社も困っていたんですよ。僕もラクテンチには、ある場合は1年に一遍あるからですね、必ず1年行くんですよ。すごい寂れた状況で、今、浅草はどうか知りませんが、花やしきのような、閑古鳥。本当嘘だろうみたいな遊園地なんですよ。あそこはやっぱり市長も気にされておった。そこでですね、1 0 0万人、1 0 0万回再生されればですね、いろいろなイベントをしますよとか。その集まったお金で税金を一切使わずに、アトラクションを修繕、買いかえていくというようなことなんですね。別府のPRとお金を集めるという。そのお金でもですね、クラウドファンディングですよ。それを使ってやるといったことを、このビデオで作りまして、なんと3日で1 0 0万回達成したということです。芦屋町のビデオが、動画は何人見たかとか僕は気にしないんですよ。町民参加型で大変すばらしいと思っておりますが。こういうふうですね、仕掛けて、お金を集めて、またPRしてと。またその集めたお金でそういった施設を直す。税金は一切使ってないんだぞということをちょっとお知らせしたかったです。

④の次に行きますね。日本版シティマネージャー制度、地方創生人材支援制度の活用についての芦屋町の見解をお尋ねいたします。

○議長 小田 武人君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

地方創生人材支援制度は、地方創生に積極的に取り組む市町村に対し、意欲と能力のある国家公務員、大学研究者、民間人を市町村長の補佐役として派遣するものです。条件は、市町村長が地方創生について明確な考えを持ち、派遣人材を地域の変革に活用する意欲を持っていること。これまで地方創生人材支援制度による人材の派遣を受けたことがないことなどで、役割は、副市町村長または地方創生を担当する幹部職員で原則2年の派遣期間となっています。

芦屋町においても、地方創生の推進に当たっては、専門家や外部人材は必要なことであり、ま

た、この制度により、さまざまスキルを持った人材を受け入れた自治体で、一定の成果も得ていることから、制度の活用について調査研究を行っているところでございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

田島議員。

○議員 8番 田島 憲道君

ありがとうございます。こちら資料を用意させていただきました。9を見ていただけますか。地方創生人材支援制度ですね。日本版シティマネージャーの井上さんという方が。写真で添えます、お顔を見てください。優しそうなお顔です。北九州では、こういう感じだとなかなか、この北九州、筑豊で車の運転で困ります。荒々しい交通網の中、このような優しそうな方が舐められたり、何と言っていったらいいですかね、本当見た目の通りですよ。しかし、この方はすごい方ですよ。このシティマネージャー制度、これをですね、発案した方なんですよ。

長島町といえばですね、長島本島ほか大小の島々からなる、この長島町で副町長を務めました。27歳か28歳のときだったんですよ。ここはもう、そのときに副町長を2人制度ということで、彼に来てもらいました。2015年4月に出向してきた官僚なんです。この方、大阪出身で、今30歳ですかね。地方創生に積極的に取り組む市町村に対し、意欲がある国家公務員、先ほど説明もありましたけど。研究者などの人材を市長村長の補佐役として派遣するというのが、彼が考案した地方創生人材支援制度ですね。彼はですね、一番に申し込んできた長島町に赴任しました。長島町はブリで有名です。養殖のブリですね。「鯰王」というブランドは皆さんお聞きしたことがあると思いますが。27カ国に輸出して20億円とここに書かれているとおりですが。就任わずか4カ月で新制度を発案しました。ブリにちなんで、奨学金プログラムです。「ぶり奨学金」プログラムということで、あの長島町には高校がない。若者は進学のために島を離れていく。そのまま人口が流出してしまうのが最大の課題と。芦屋も同じようなことがあっていすね。大学に進学される方、なかなかこちらに戻って来てくれません。そこで長島町はですね、養殖地日本一を誇って、回遊魚で出世魚であるブリにちなんで考案されたのがこれなんです。高校、大学卒業後、地元に戻って来て、在住している間は返済しないという奨学金です。これはですね、原資はふるさと納税やクラウドファンディングなんですよ。長島に戻って来るだけではなくてですね、逆に長島町で修行をして、それぞれの地元に戻ってリーダーになる人にも活用してほしいという思いを井上さんは言っています。

この春から愛媛県庁へ出向していますが、この彼、ちょっと見た目、けんか弱そうな彼なんです。しかし彼は数億引っぱってくるんですよ。総務省からいけば、人質じゃないですけど、ひもつきじゃないですけど。彼がいることによって、数億という助成金がうまい具合に入ってくる

るわけなんです。遠賀町はどうか知りませんが。しかしですね、彼、この後もどんどん出世していきます。長島町のことはですね、第二のふるさとだと彼は言っています。

僕はですね、芦屋町にも、やっぱり官僚の方とですね、もっと付き合いがふえればいいんじゃないかなとかいうことを思うんです。そうすると、昔は本当、僕は東京でかばん持ちをしていたころは、地元、おらが大臣じゃないけど、おらの村の大臣じゃないけど、地元で議員を育てて、20年かかって大臣になってもらって、初めて予算がつくようなことだったんですが、今、ここ最近ですね、地方創生とこの時代はですね、官邸がすごくお金を持っていてですね、官僚の人たちがこういうふうにして、色眼鏡で予算つけていったりするような状況というか、現実あっています。

また、北九州市に行くそうですね、市役所の中に官僚がぞろぞろいます。国土交通省から総務省から。今の財政局長なんか41歳で総務省から来ている人ですよ。彼もやっぱり、「北九州は第二のふるさとだ。どんどん予算つけるからね、僕は。」とか言って、凄いパワフルだなあとその時感じました。

ちょっと余談が長くなりましたが、次に行きます。

通告2ですね、その前に皆さんの中で理系の学校行かれた方、もしくは自分は理系だという方いらっしゃいますか。理系。僕は見ての通り体育会系です。ちょっとそのようなことを考えながら、次の質問に移りたいと思います。

通告2の産官学の包括連携の取り組みについて。芦屋町は地方創生を推進していく上で、大学の知見やノウハウを生かした地域づくりを推進するため、大学との連携により、元気な芦屋町を目指すことを掲げています。では、現在の取り組みをお尋ねいたします。よろしく願いいたします。

○議長 小田 武人君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

大学連携につきましては、平成28年3月に九州女子大学・九州女子短期大学と協定書を締結し、お互いの持つ資源や知識、ノウハウなどを効果的に連携できるよう取り組んでおります。

昨年度の具体的な取り組みといたしましては、土曜学び合いルームへの学生派遣や芦屋東小学校の研究発表会、船頭町での地域交流サロン事業への講師派遣のほか、「さわらサミット」において、大学考案の「さわら巻き」の提供のほか、イベント企画を担当してもらいました。

今年度の連携事業につきましては、現在、協議中の内容もありますが、土曜学び合いルームへの学生派遣や地域交流サロン事業への講師派遣のほか、学生から見た芦屋町の課題抽出、そして課題解決、ディスカッションなどを行っていただく予定です。また、協定書の締結はしておりま

せんが、関西学院大学との連携事業にも取り組んでいく予定です。

関西学院大学とは、昨年度、経済学部産業研究所のゼミの一環として、「さわらサミット」開催期間中に、芦屋町を訪問され、町内視察や「さわらサミット」へのボランティア参加をしていただいたことをきっかけに関係を築きました。この実績を踏まえ、今年度、単位認定されたフィールドワーク授業の実施場所として、芦屋町が選ばれたため、大学連携事業として対応を行う予定です。

このフィールドワーク授業は、学生みずからが実際の現場から課題を設定し、探求することを目的に、今年度から3年間継続して実施される予定で、研究テーマとして、1年目は1次産業、2年目は2次産業、3年目は3次産業と研究テーマを変え、ステップアップしていく内容となっております。本授業では、芦屋町の現状分析、課題の抽出、研究などが行われ、研究成果は、関西学院大学梅田キャンパスで発表される予定となっております。

以上です。

○議長 小田 武人君

田島議員。

○議員 8番 田島 憲道君

「さわらサミット」に行ったときにですね、九州女子大の学生さんがいっぱいいて、若い職員は大変嬉しそうでした。出会いの創出の場でもあるのではないかと思って、うらやましいなあと思いました。

先日、安倍内閣の成長戦略の素案が発表されて、きょう閣議決定されるようです。ここ、これがですね、おもしろいことにI o Tやら何やら、ロボットはどうたらとかそんなことが中心のように思えますが。I o Tにより、企業の生産性を高め、成長を阻害している人手不足の緩和を目指すということですが、安全を確保しつつ、着実に新産業育成できるかが問題となると思います。目玉としてですね、素案見たらですね、全国10カ所以上、公道で無人走行バスの自動運転実験を実施するというようなことが書かれていました。

資料10をちょっと見ていただけますか。「AI、自動運転、ロボットの現状と未来」ということで、これは4月10日にですね、北九州産業学術推進機構、FAISというところですね。ひびきの学術研究都市の中にあるのですが。そこで世界的に有名な教授、ロボットコンピューターとか、そういった分野のすごく権威の人、実は日本人なんですよね。その方がお見えになって、講演を聞いてきました。「AI研究の今」ということで。このカーネギー。カーネギーのカーネギーさんのカーネギーですよ。このカーネギーメロン大学。ここの研究所はですね、年間の予算が80億の予算があると。芦屋と同じくらいですよ。この予算を全部ロボット、あと自動運転、計算機視覚のこの分野に注ぎ込んでおるといいますよ。今、Googleとかの開発者とか、ウ

ーバーとかですね、テスラーとか自動運転とか開発してますね。そこのスタッフたちを30人、40人はこの研究所から出ているということなんですね。この金出教授なんですが、実は1986年から自動運転の研究を始めたんですよ。我々はい最近聞いた言葉、聞いたことだから、2020年、東京オリンピックには間に合わせるよというような話とか、本当とかいうような、夢のような話のように聞こえていたんですが。実は1986年、30年前からもう取りかかっている、彼に言わせれば、その二、三年、90年には完璧に走らせられると思っと思ったと言っていますよ。ただ、今ですね、もう完璧に高速道路を走れると言っていますよね。もう2年後には、もうそういう状況が起きていると。既に起こった未来は、本当、目の前に、やがて近づいて来ているという状況らしいんですね。

そのあと2部に九工大の准教授からお話がありました。あそこには北九大と九工大と早稲田がともに研究所があつてですね、キャンパスがありますが、共同で自動走行システムを共同研究しているというんですよ。これはもうですね、あのエリアをもう何度も何度も自動運転で走行しているんだと。ただしですね、最近小学校ができた。それでPTAの目もあるし、何かあつたら大変だなあというようなことをぼやいていました。

僕はですね、芦屋町、はまゆう団地の周辺とかそういったところでこの自動走行運転の実証実験できるんじゃないかなと思うんですよ。これはですね、これが本当に2年後、3年後、4年後とかに、無人の車が走るようになればですね、いろいろなものが解消できるんじゃないかと思えます。

きのうの一般質問で町長がお答えになっていたこと、ちょっと気になっていたんですが。芦屋はやっぱり車があれば、本当に幸せなところなんですよ。車がある方にとっては本当に何も問題がないですけど。ただ、車をなくしてしまうとですね、町の中で生活するには、何もありません。町の中で全てそろいますけど。ただ、外に出ようとしたときには、うーんどうなのかなと。これ、本数じゃないんですよ。帰るときに、駅に着いて30分、40分待たなければ、次のバスが来ないとか。そうなったら、もうお父さん迎えに来て、お母さん迎えに来てとかですね。後はタクシー乗るお金があつたら、タクシーで帰れるという状況なんですよ。

これがですね、例えば団塊の世代の方たちが、そういう75歳になる2025年問題と言われてはいますが、そのころにですね、大量に免許証返すようになった場合にですね、またそのときのことを考えなきゃいけないのではないのかなと思っております。もし機会があればですね、僕は自動運転走行にチャレンジ、芦屋町が名乗りを挙げるとかですね、そういったことですね、これにまた改訂版を出してつけ加えていただきたいと思います。

芦屋町の策定委員の委員長は、よく知っている方で、内田教授。何度か講義、習ったこともありますが、その方に直接、ついこの間、会って直接言いましたね。芦屋町改訂版出さないん

ですかって。苦笑いしていましたけど。彼はですね、電気自動車、小さい1人乗りとか2人乗りとか、小さい電気自動車を八幡駅でですね、シェアリング、カーシェアリングですよ。それを乗り捨てのような、レンタカーとか、そういう研究をしている方なので、何で先生は芦屋でこういうことをしてくれないんですかって話して、また苦笑いしてたんですが。そういったことをちょっと皆さんにお伝えしたいなと思っております。

町長、いろいろ言いましたが、何かよろしく願いいたします。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野 茂丸君

全体的に、その設問は2つあるんですけど。(発言する者あり) あ、自動運転。(発言する者あり)

頭の中で今、田島議員のお話をずっところ、イメージしていたら、非常に近未来というか、おそらく、そうですね、30年、20年はちょっと無理かな。30年先には、そういう時代が来るのかなあというような。いろいろな本、テレビでいろいろなドキュメンタリー番組見ますと、そういうような番組が、多く見受けるわけですが。ただ現実、じゃあ今どうか。今、そういうことで、我々行政を預かっている者として、確かに大学の研究、それからそういう方たちは、そういう50年先のことを見越して、どんどんやろうとしていますけど。我々に与えられた使命というのは、今何をやるかというのが一番大事。今のこのとき、芦屋の町民の方に対して、どうというような福祉、教育、振興策をするか。それと合わせて、結局サイクルとすれば10年、20年先を見越して、せめてそれくらいのことではないかなと思うんですよね。だから次の世代にうまくバトンタッチができるように、結局基盤づくりだけは、今、我々が、議員の皆さんもそうですそ、我々執行部もそうですし。そういうことではないかと思っております。

今の、この交通問題とは別に、最初からもずっところ話させて、聞かせていただいておりますが、いつものことながら感心するわけですが。すばらしい。結局、発想、それからよく勉強されておられる。それだけ、結局、議会でこう。もったいないような気がするんですね。だから、そういう、今、委員会。今、地方創生、企画課長はいろいろ説明しました。ぜひ入っていただいて方向性。今、やっぱりリーダーというのが、そういうようなまちづくりをするためのリーダーというのがやはり不足しているんですね。そういうように提案をしてもらう。これは、こうしたほうがいい、こうやないか。今プロモーションビデオもそんなに金かけないよ。これでできるやないかとかいうようなですね、そういう場面ですね、ぜひ御発言いただければ、またおそらく、よりよいまちづくりになるのではないかと思います。

ただ1点、人間それぞれが顔があるように、町にもそれぞれ顔があります。遠賀は遠賀、岡垣

はまあ、4町にしてもですね。それぞれの顔の中で特色を生かす、その町の特色を生かすということで、芦屋はこの地方創生、大きな、何度も言ってます海というのを核にして。これはですね、やはり私は、お話ししている、基盤づくりですね。これは20年、30年先、50年前でも100年前でも芦屋は海なんですね。だからそれをじゃあその先、この芦屋に住まわれる方がどういうふうにして、また進化させるかという、我々はそこも考えなくてはいけない。ただ思いつきでやっているのではなく、やはり、そこは先のことも考えて。今、いろいろ課長は、いろいろな話しをしましたが、最後に来るところは港。この港を核にして、どういうまちづくりをする。それはまた、皆様方、大いに考えていかななくてはならない。せっかくの与えられた財産でございます。それを生かしたまちづくりということで、また、いろいろな貴重な御意見をですね、今度は海を中心として勉強をしてください。よろしく申し上げます。

○議長 小田 武人君

以上で、田島議員の一般質問は終わりました。

○議長 小田 武人君

以上をもって本日の議事は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会といたします。お疲れさまでした。

午後2時01分散会
